

「菊池川流域日本遺産」 ツアールート造成・販売促進及び情報発信業務委託に係る 企画コンペ実施要領

菊池川流域日本遺産協議会（以下「協議会」という。）が実施する「菊池川流域日本遺産」 ツアールート造成・販売促進及び情報発信業務（以下「委託業務」という。）の委託業者を選定する企画コンペを次のとおり実施する。

1 業務の目的

本業務は、日本遺産ブランドを活用した菊池川流域日本遺産の更なる認知度向上と交流人口拡大につなげていくため、菊池川流域日本遺産のコンセプトである「菊池川・ミネラルウォーターランド～阿蘇から有明海へそそぐ恵みめぐり～」に基づき、地域資源の磨き上げを行い、ツアールートの造成・販売促進及び効果的な情報発信をすることで、観光客の誘致を図ることを目的とする。

2 委託する業務内容

別紙「菊池川流域日本遺産」ツアールート造成・販売促進及び情報発信業務委託 基本仕様書（以下「基本仕様書」という。）のとおり。

なお、この基本仕様書は委託業務に係る最低限の仕様を示したものである。

3 委託期間

委託契約締結日から、令和2年3月13日（金）まで

4 委託料

3,350,000円を上限とする

（上記金額には、業務において発生する交通費や事務経費等の諸経費、消費税及び地方消費税を含む。また、提案にあたっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、上記の金額と必ずしも一致しない。）

※上記の業務委託料に含まれる消費税及び地方消費税の額は、10%で算定する。ただし、消費税及び地方消費税の額の改定がなかった場合は、この限りではない。

5 参加資格等

- （1）企画提案書受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- （2）企画提案書受付期間において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- （3）企画提案書受付期間において、協議会を構成する熊本県玉名市、山鹿市、菊池市、和水町から指名停止等の措置を受けていないこと。

(4) 暴力団又は暴力団員もしくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下でないこと。

(5) 法人格を有しており、九州管内において本店又は支店・営業所を有するものであること。

6 委託業者の決定方法

応募者から提出された企画提案書及びプレゼンテーションをもとに、契約候補者を決定し、契約に関する協議が整った後、委託契約を締結するものとする。

7 企画コンペの説明会

(1) 企画コンペへの参加を希望する者に対して、次のとおり説明会を開催する。

① 日 時：令和元年6月7日（金）午前11時から

② 場 所：山鹿市役所 4階 402会議室
（山鹿市山鹿987-3）

③ 説明内容：事業の趣旨及び仕様等について
企画提案の手続きについて
その他留意事項等

(2) 参加希望者は、企画コンペ説明会出席申込書（様式1）を令和元年6月5日（水）午後5時までに、次の連絡先にメールで提出すること。

なお、会場の都合により、参加者は1事業者につき2名までとする。

【連絡先】 メールアドレス：furusatos@city.tamana.lg.jp

8 企画コンペの参加登録

企画コンペへの参加を希望する者は、令和元年6月14日（金）午後5時までに、企画コンペ参加表明書（様式2）を次の連絡先にメールで提出し、送信後、送信した旨の電話連絡を行うこと。

なお、企画コンペ参加表明書の提出がない者は、企画コンペに参加しないものとみなす。

【連絡先】 メールアドレス：furusatos@city.tamana.lg.jp

電話番号：0968-73-2222

担当：玉名市ふるさとセールス課 乗富

9 質問と回答

(1) 本企画コンペに関する質問は、説明会会場で受け付け回答する。なお質問は、可能な限り事前にメールで提出し（様式自由）、送信後、送信した旨の電話連絡を行うこと。（メール送信先、電話連絡先は上記8と同じ。）

(2) 説明会以降の質問は、6月11日（火）午後5時までにメールで提出することとし、それ以降は受け付けない。なお、送信後、上記（1）同様、電話連絡を行うこと。

(3) 説明会以降の質問は、説明会に参加した者、企画コンペ参加表明書の提出者及び当該企画コンペについて質問した者へメールで回答する。

10 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ① 企画コンペ参加申込書（様式3）
- ② 業務提案説明書（様式4）
- ③ 業務提案企画書（様式自由） ※A4版、カラー印刷、両面印刷可
- ④ 委託業務実施スケジュール（様式自由）
- ⑤ 参考見積書（様式自由）
- ⑥ その他（類似事業の実績等）

(2) 提出部数

6部（うち正本1部）

(3) 提出期限

令和元年6月24日（月）午後5時

(4) 提出方法

持参又は郵送（いずれの場合も、午後5時必着）

(5) 提出場所

〒865-0025 玉名市高瀬290-1
玉名市 産業経済部 ふるさとセールス課

(6) プレゼンテーション

日付：令和元年7月5日（金）
場所：山鹿市役所 3階 302会議室
（山鹿市山鹿987-3）
※時間等の詳細については別途連絡。

11 受託者の選定方法

10(1)の提出書類及びプレゼンテーションをもとに、次のとおり行う。

(1) 1次審査

次の事項について、別に定める審査要領に基づき1次審査（書類審査）を行い、上位5者程度を選定するものとする。

分類	評価項目	配点
形式評価	・仕様書の内容に沿った提案となっているか。 ・企画提案の提出書類は分かりやすくできているか。	20点
体制評価	・本業務の遂行のために必要な実施体制（対応人数、役割分担、責任体制等）がとられ、迅速・柔軟な対応ができる体制となっているか。 ・類似業務の受託実績があるか。	20点

内容評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案内容は、創意工夫に溢れ、効果的かつ効率的な手法か。 ・ 提案内容は、実現可能か。実施手順、スケジュールは明確かつ妥当か。見積金額は適正か。 	20点
------	--	-----

(60点満点)

(2) 2次審査

1次審査で選定された者を対象に、次の事項について、別に定める審査要領に基づき2次審査（プレゼンテーション）を行い、契約候補者を決定する。ただし、審査の結果、一定の基準を満たす提案がない場合は、契約候補者を決定しない。

なお、1次審査の得点は、2次審査には反映しない。

分類	評価項目	配点
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務遂行に当たり、十分な知識・ノウハウや、類似業務の受託実績があるか。 ・ 本業務遂行のために必要な実施体制（対応人数、役割分担、責任体制等）がとられ、迅速・柔軟な対応ができる体制となっているか。 ・ 業務スケジュールは計画的で、事業実施が可能なものとなっているか。 	20点
企画内容	<p><ツアールート の 造成></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 菊池川流域日本遺産コンセプトに基づき、効率的に地域資源を磨き上げる方策が提案されているか。 ・ 上記により、磨き上げた地域資源が有効に活用され、実現性が高く、効果的・魅力的なツアーが提案されているか。 ・ ツアールートが4ルート以上提案され、且つ、そのうち2本は造成（催行・販売）に向けた提案が具体的になされているか。また、日本遺産ガイドの活用はなされているか。 ・ 平成29・30年度に実施した調査事業の分析結果に基づいたターゲットに効果的に訴求するとともに、分析結果が有効に活用されたツアーが提案されているか。 	30点
	<p><ツアールート の 流通・販売促進・旅行商品造成促進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 菊池川流域日本遺産の魅力をも十分にPRできる「旅行博」等が提案されているか。 ・ セールスを実施する旅行社は、旅行商品造成の達成のために適切か。 ・ セールスを実施する時期は、旅行商品造成に向けた効果的なものとなっているか。 ・ インターネットを有効に活用した情報発信策が提案されているか。 	35点

	<SNS を活用した情報発信> ・ 観光客や地域住民が、SNS 等を活用した情報発信に取り組みやすい方 策が、具体的に提案されているか。	15点
--	--	-----

(100点満点)

12 失格要件

次の場合は失格とする。

- (1) 期限までに企画提案書を提出しなかった場合
- (2) 本企画コンペに関する条件・提示事項に違反した場合
- (3) 企画提案に関して過去の実績等の記載に虚偽があった場合

13 費用弁償

本企画コンペに係る費用は、参加者負担とする。

14 日程

- | | |
|----------------|---|
| (1) 企画コンペ説明会 | 令和元年6月7日(金) 午前11時から
場所：山鹿市役所 4階 402会議室 |
| (2) 参加表明書提出期限 | 令和元年6月14日(金) 午後5時 |
| (3) 企画提案書提出期限 | 令和元年6月24日(月) 午後5時 |
| (4) プレゼンテーション | 令和元年7月5日(金)
場所：山鹿市役所 3階 302会議室 |
| (5) 業務委託事業者の決定 | 令和元年7月上旬 |
| (6) 業務委託契約の締結 | 令和元年7月下旬 |

15 その他

- (1) 提出された提案書等は返却しない。
- (2) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出すること。
- (3) 企画コンペの公正な実施を妨害するおそれがある行為は禁止する。
- (4) 企画コンペは、参加者が1者であっても実施する。
- (5) 契約候補者が、必要な契約条件等に合致しない場合、契約を行わないことがある。この場合は、次点者と契約について協議することとする。
- (6) 協議会と契約候補者は委託業務に係る基本仕様書について協議し、本仕様書を作成したうえで委託契約を締結する。なお本仕様書の内容に提案内容が十分反映されない場合がある。
- (7) 契約の相手方は、協議会が指定する日時までに、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額の納付を要する。なお、契約保証金は、契約上の義務を履行したときに返還する。
- (8) (7)に関わらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。
 - ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履

行保証保険契約を締結し、当該履行保証契約に係る保険証書を提出したとき。

- イ 契約の相手方が過去2年の間に国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。第87条及び第95条において同じ。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。第87条及び第95条において同じ。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したと証する書類を提出したとき。